タクシー事業者の障害者割引制度への対応改善について
―　関東運輸局からの回答要旨　―

関東運輸局は、当局のあっせんに基づき、下記のとおり、具体的な障害者割引適用時の取扱い方法を定め、平成１９年９月１９日、管内の各運輸支局を通じて管内タクシー事業者に対し、障害者割引適用時の取扱い方法を周知徹底するよう指導した。

記

①　身体障害者手帳及び療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の確認方法については、利用者が障害者手帳に貼付された写真を運転手に対して提示することにより本人確認であることを確認する方法とすること。

②　個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、障害者手帳の提示に際して、障害者手帳に記載された手帳番号、氏名その他の個人情報を記録しないこと。

